

## 大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成28年2月4日（木）午前10時から午後零時まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（地方裁判所委員）五十音順・敬称略

大久保潔，大杉成聖，沖慎之介，高屋和子，津田公子，西田眞基，松村譲，山本善彦，吉田和宏

（家庭裁判所委員）五十音順・敬称略

川口泰司，河野純子，小堀正広，清野歩，西田眞基，前山俊博，牧野耕次，向井康，村田省三，鷺野辰夫

（事務担当者）

藤井祥裕，島田博敏，野田裕子，松阪茂，島田幸彦，太田幸枝，井上浩，石井智世，白崎彰悟，藤原悟志

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から，大津地方裁判所委員会委員及び大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会での委員の意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した。

ア 大津地方裁判所委員会（前回のテーマ：労働審判制度について）

イ 大津家庭裁判所委員会（前回のテーマ：家庭裁判所における面会交流）

各委員会における委員からの意見については，担当部署と共有し，今後の実務の運用や広報計画の参考にしている。

#### (3) 意見交換

事務担当者による大津地方裁判所及び大津家庭裁判所の概況説明及び庁舎見学を行った後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

#### (4) 次回委員会の開催日について

大津地方裁判所委員会は，7月7日（木）午前10時から午後零時までとする。

大津家庭裁判所委員会は，6月27日（月）午後2時から午後4時30分までとする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

- 事務担当者による概況説明に関して、質問等があれば伺う。
- ◎ 地方裁判所、家庭裁判所の運営について意見交換をするに当たり、事件数がどのように推移しているのか把握しておく必要があると思われる。大津地方裁判所管内の統計数値について、口頭での補足説明はあったが資料としての配付はなかったので、次回委員会時に用意をしていただけないか。
- 統計資料については事務局に準備をお願いする。

次に、庁舎見学を終えた率直な感想、裁判所に対する印象や意見、関心を持たれた事柄、当委員会での意見交換を希望する事項等、どのようなことでも結構なので、あれば伺いたい。
- 家裁調査官関係の概況説明の中で、少年事件について件数は減少しているという説明があったほか、事件の複雑困難化という説明もあったが、例えばどのような複雑困難化が生じているのか。
- ▲ 最近の少年事件の動向についてであるが、少子化の割合よりも大きな割合で事件数は減少している。しかし、そのような中で少年事件の報道は増加している。
- ▲ 少年事件については、殺人事件などの重大事件がマスコミを賑わすことが多いが、決して重大事件の件数自体が増えているわけではない。センセーショナルな事件も確かにあるが、重大事件が増えているわけではないという点を補足する。

複雑困難化という点について、例えば、家事事件には子の引渡しという事件がある。離婚時、母親が親権者になることが統計的には多いが、父親も親権者となることを譲らないケースもある。最近はいくメンと言われるような育児に積極的な男性も増え、必ずしも母親だけがこまめな養育をしていたとは限らないケースもあるなど、社会情勢の変化に伴って複雑困難な事案が増えている。
- まず感想であるが、裁判所は非常に敷居が高い場所という印象を持っていたが、そのような中で、裁判あるいは審理が適正に進むように工夫がされていると思った。また、守るべきところはきちんと守っているという印象を持った。テレビ会議システムやラウンドテーブル法廷での審理については非常に工夫をしていると感じたほか、母親と幼い子供の事案については、玩具を配置するなど、気持ちを和らげるような配慮についてもよく考えているなどと思った。不易流行という言葉があるが、しっかりと取り組んでいると感じた。

次に質問であるが、今後、高齢化により認知症の方が増加するに伴い、成年後見制度の活用も増加すると思われるが、家庭裁判所としてそれに対する対策などは考えているのか。

▲ 成年後見事件は、被後見人が亡くなるか能力を回復するまで裁判所が後見監督をしていくことになる。全国の統計であるが、成年後見の利用者は毎年1万人ずつ増加しており、累積的に増えている。

対策については、事務処理の改善に加えて、一定の流動資産を持つ方については、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する後見制度支援信託を利用してもらっている。同制度は、信託財産の払戻しや解約については裁判所の指示書が必要となるなど、ご本人の財産の適切な管理・利用のための制度であり、その利用数は増加している。

○ 庁舎を見学することができて非常に勉強になった。また、大津地裁のウェブサイトには、子供を対象とした体験ツアーを実施したという記事もあった。事務方は大変だと思うが、そういった年代層との接点をより深め、司法についての関心を高めていくことは非常に良いことである。ただし、ウェブサイトについては、以前の委員会でも、もっと見やすいものにといい意見があったと思うが、まだ文字がたくさん並んでいるという印象である。機会があれば、分かりやすくアクセスしやすいサイトへの改善を検討されてはいかがか。

○ 法テラスというのはどのような組織なのか。

▲ 正式名称は「日本司法支援センター」である。法テラスは、裁判所の組織ではなく、国によって設立された法的トラブル解決のための団体（総合案内所）である。裁判所は手続の案内はできるが、その方の立場に立ったアドバイスなどできないため、問合せに対して、場合によっては法テラスを案内することがある。

○ 少年審判廷を初めて見た感想として、被害者参加制度についてはよく分かるが、傍聴席が少年や保護者の席にかなり近く、少年に対する圧力にならないかが気になった。この点は裁判員裁判用法廷のカメラについても同様である。真正面から撮影されている被告人が本当に平静を保っていられるのか疑問に思った。

▲ 少年審判廷については、ケースとしては非常に少ないが、被害者が傍聴する事案について、少年と傍聴人との距離が取れるよう審判廷より広い通常の法廷を審判の場所として使用することがある。ただし、その場合、法壇はパーテーションで覆って使わないなどの工夫をしている。

■ 裁判員裁判用法廷のカメラについてであるが、法廷に設置されている大きなTVモニターは、被告人を映し出すためのものではなく、被告人質問や証人尋問の様子を録音、録画し、評議の際に必要なに応じて再生するためのものである。なお、最近では捜査機関における取調べの様子も録音、録画されている。

○ 裁判員裁判については、裁判員の負担にはかなり配慮がされているが、被告人については、3日程度で終わる集中審理の中で、本当に弁護人と十分な打合せをする時間があるのか、カメラで録音、録画されている状況で本当に心理的圧迫を受けないのかという点などについて疑問に感じている。

■ 裁判員制度については、今後の委員会で取り上げることもあるかと思われるので、そ

の機会にまた議論をしていただければと思う。